

Q 31

帰国・渡日の子どもの学校生活の支援 について学びたい。

帰国・渡日の子どもが、自覚と誇りをもっていきいきと学校生活をおくり、生きる力を身に付けることができるよう、アイデンティティの確立をめざした取組みや、子どもたちが互いに認め合う集団づくりを進めましょう。

A1 きめ細かな支援のために子ども理解に努めましょう。

子どもの学力、日本語・母語の能力、日本語習得状況、コミュニケーション能力や学級・学年での人間関係について把握するとともに、保護者との面談や家庭訪問等により、ていねいに信頼関係を築きながら、子どもを取り巻く様々な背景(帰国・渡日の経過、在留資格、母国の状況、日本との関係・歴史など)についても理解を深めましょう。家庭と連携する際には、保護者の思いや願いを十分に受けとめることが必要です。

A2 子どものアイデンティティの確立をめざした学びの場を設定しましょう。

日本語指導を進めるにあたっては、生活言語(日常生活で使用される言語)のみならず、子どもの学習言語(学習の場面で使用される言語)の習得状況についても十分に把握して具体的な個別の指導計画を立てることが大切です。自己実現に向けてたくましく生きることのできる力を身に付けられるよう、支援しましょう。

また、自己の言語、文化、伝統にふれる機会を提供し、アイデンティティの確立を図るなど、自らの誇りや自覚を高めることができるようにしましょう。

これらを通して、子どもが自己実現を図り、たくましく生きていく力を獲得することが大切です。

A3 子どもたちが互いに認め合い、共に生きる集団づくりに努めましょう。

子どもたちがそれぞれの違いを認め合い、その違いを豊かさにできるような集団づくりを進めましょう。異なる文化や言葉と出会う学習活動を様々な機会に設定し、互いに学び合うことができる多文化共生の環境を醸成しましょう。帰国・渡日の子どもがいることで、学級や学校における集団づくりをより豊かなものにできるという観点からの取組みが大切です。

〈ポイント〉

日本語指導担当や校長・准校長、教頭など、他の教職員に相談しながら、学校全体として支援の取組みを進めることが大切です。

また、保護者が日本語や日本の学校制度について十分理解できていない場合や、日本での生活に困っている場合もあります。そのような場合は、学校と地域や関係機関が連携して適切に支援しましょう。

★CHECK①★

「大阪府在日外国人施策に関する指針について」(大阪府 平成 14〔2002〕年 12 月 令和5(2023)年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070030/jinken-yogo/gaikoku-jinn/guideline.html>

大阪府における在日外国人の状況や、在日外国人施策推進の目標、基本方向、方策などを示してあります。

★CHECK②★

①帰国・渡日児童生徒学校生活サポート(大阪府教育庁市町村教育室小中学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180080/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>

帰国・渡日の子どもの学校生活をサポートする情報、中学卒業後の進路選択に役立つ情報「進路選択に向けて」が掲載されています。日本語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語、英語、タイ語、インドネシア語、ロシア語、ネパール語、ウルドゥー語、アラビア語、マレー語、ウクライナ語で子ども向け、保護者向けの情報を掲載しています。また、教職員向けに教材や指導案など様々な情報を掲載しています。

②日本語教育学校支援事業について(大阪府教育庁教育振興室高等学校課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/nihongo/index.html>

日本語指導が必要な生徒が在籍する府立高等学校に対して行っている事業です。日本語・母語指導や生活適応指導等を行える教育サポーター等の派遣、教材等の情報提供や教員等の研修など総合的な支援を行います。

③「外国につながる生徒のための進路選択ブックレット」(大阪府教育庁教育振興室高等学校課 令和6〔2024〕年8月改訂)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/91603/r6_shinro_booklet.pdf

日本での進学や就職をめざす外国につながる生徒の進路指導において、先生方や支援者の方々の一助となるよう作成しています。在留資格や各種資格試験、奨学金等に関する内容や「進路を考えるフローチャート」「高校入学時ヒアリングシート(例)」も掲載しています。

④大阪府日本語教育支援センター ピアにほんご

(大阪府教育委員会「日本語教育学校支援事業」情報センター ホームページ)

<https://pianihongo.org/>

府立高校の教員及び教育サポーターに対する相談窓口や日本語教材、また様々なイベント情報について紹介していますので、ぜひ、活用してください。

⑤「在日外国人に関わる教育における指導の指針」(大阪府教育庁 令和6年2月策定)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/25683/zainitigaikokju-jinnkyouiku.pdf>

この指針は、教職員が在日外国人幼児・児童・生徒に配慮した指導内容、指導方法について共通理解を深め、すべての幼児・児童・生徒に対して人権尊重の精神に徹した適切な教育を推進することを目的として策定したものです。

府内の各学校において、在日外国人幼児・児童・生徒の増加や国籍の多様化など、その在籍状況が大きく変化していることを踏まえ、日本語指導の充実や母語・母文化に対する学びの支援等、今日的な課題

★CHECK③★

- ①「ようこそOSAKAへ 帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」(大阪府教育委員会 平成 22〔2010〕年 3 月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9114/ukeire_manual_1.pdf

帰国・渡日児童生徒の入学や編入時の受入れ体制や方法等について、まず何をすべきかすぐ分かるように、ポイントを絞り、具体的かつ簡潔にまとめてあります。また、別冊の「チェックシート」や「個人カード」も参考にしてください。

【別冊】https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9114/check_sheet_1.pdf

- ②「高校における帰国・渡日生徒の日本語指導に向けた受け入れマニュアル」

(大阪府教育委員会 平成 25〔2013〕年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9246/manyuaru-syusei_1.pdf

帰国・渡日生徒の受け入れにあたって、受け入れ前の準備、受け入れ初期の取組みについてのポイントを絞ってまとめています。

★CHECK④★

- ①「安全で安心な学校づくり 人権教育COMPASS」シリーズ (大阪府教育センター)

「在日外国人教育」では、帰国・渡日の生徒の受入れや日本語指導等の支援、外国籍生徒の指導要録・調査書の書き方や担任となった時の対応、具体的な授業プラン等について掲載しています。

- ②「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html

帰国・渡日の子どもを取り巻く現状や進路支援、多文化共生教育を進めるための取組みについて分かりやすくまとめています。

★CHECK⑤★

- ①「ようこそOSAKAへ パートⅡ 日本語支援アイデア集」(大阪府教育委員会 平成 23〔2011〕年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9114/support_idea_1.pdf

日本語指導が必要な帰国・渡日児童生徒に対して、日本語指導を行うに当たって留意することや、具体的にを行う支援の参考となるように、日本語支援チェックリストや活動事例等をまとめてあります。

- ②「ようこそOSAKAへ パートⅢ 日本語指導実践事例集」(大阪府教育委員会 平成 28〔2016〕年3月)

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/9114/jissennjirei_1.pdf

日本語でのやりとりがある程度できるが、教科学習の理解に課題がある児童生徒に対して、「特別の教育課程」による日本語指導を実施する際の解説と実践事例を掲載しています。

- ③日本語指導教材「こんにちは」(大阪府教育センター 平成 27〔2015〕年3月改訂)

https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/nihongo.html

日本語指導が必要な子どもを対象に、学校生活の場面、各教科につながる学習場面や教科内容について、その内容を理解しながら楽しく日本語の学習をすすめていくことをねらいに作成された学習教材です。

- ④日本語学習教材・啓発資料(大阪府教育庁市町村教育室地域教育振興課ホームページ)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/osyaberi/index.html>

日本語を学びたい、または日本語を学ぶことをサポートしたい方のために作成した教材を掲載しています。ダウンロードや印刷するなどして、活用してください。

◆参考資料◆

「人権教育啓発映画『ホームタウン』 朴 英美(パク・ヨンミ)のまち」(大阪府教育委員会 平成 20〔2008〕年3月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180090/chikikyoiku/jinnkenkyoikukeihatu/index.html>

この映画は、在日韓国人3世である主人公が本名を名のり、看護師として前向きに生きようとする姿を通して、名前や国籍の違いを認め合い、理解し合うことの大切さを考える教材です。教職員研修やPTA研修等で活用いただけます。

【補足と発展】

- ① 帰国・渡日の子どもに対する進路指導においては、子ども自身が将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成することが大切です。そのためには、母語を使用して、母国の人と交流する機会を持つなど、子どもがアイデンティティを確立するための工夫が必要です。
- ② 進学にあたっては、学校情報、入試における配慮、奨学金など、さまざまな支援制度があるので、子どもや保護者に情報を提供して、その活用について一緒に検討することも大切です。
- ③ 公立高校に進学する場合には、「日本語指導が必要な帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜」や「海外から帰国した生徒の入学者選抜」、受験上の配慮などがあります。大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項を参照してください。(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180040/kotogakko/gakuji-g3/index.html>)
- ④ 7月から10月にかけて帰国・渡日の子どもやその保護者を対象に、高校進学のための多言語進路ガイダンスを府内8か所で開催しています。ガイダンスでは、高校の先生による学校紹介や公立高校入学者選抜についての説明を通訳を介して母語で聞き、相談することができます。参加については、管理職を通じて所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。
- ⑤ 年に1度大阪府内の日本語指導が必要な中学生及び外国にルーツのある中学生を対象に、OSAKA 多文化共生フォーラムを開催しています。フォーラムでは、同じ言語を母語とする他校の中学生と出会ったり、多文化共生の取り組みを知ったりすることを通してアイデンティティを育むことや、高校生の話や高校生活に関する情報を聞くことで、進路に展望をもつことを目的としています。参加については、管理職を通じて所管の市町村教育委員会に問い合わせてください。
- ⑥ 「家族滞在」の在留資格で、日本の義務教育(小学校及び中学校※)を修了し、日本の高等学校等を卒業または卒業見込みで就労先が決定(内定を含む)している場合、「定住者」への在留資格の変更が認められることがあります。また、日本の高等学校を卒業していること又は卒業見込みである場合、扶養者が身元保証人として在留していることを条件に、「特定活動」の在留資格への変更が認められることがあります。詳しくは最寄りの地方出入国在留管理局に問い合わせてください。

※中学校卒業のみであると「定住者」ではなく、「特定活動」となります

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00122.html)

- ⑦ 文部科学省では、外国人児童生徒の公立学校への円滑な受入れに資することを目的として、「外国人児童生徒受入れの手引き」が作成されています。帰国・外国人児童生徒教育に係るみなさまに、ご活用願います。

※本手引きは令和元〔2019〕年3月に改訂されています。

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm)

以下の◎は本文を引用したものです。

〈生徒指導提要 改訂版〉(令和4年 12 月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

- ◎ 外国籍の児童生徒のみならず、帰国児童生徒や国際結婚家庭の児童生徒など、多様な文化的・言語的背景を持つ児童生徒が増加しています。こうした児童生徒は文化の違いや言語の違いのみならず、これらに起因する複合的困難に直面することが多く、不登校やいじめ、中途退学などに発展する場合があります。教職員が児童生徒や保護者に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、多様性を認め、互いを理解し、尊重し合う学校づくりに努めることが、何よりも大切です。また、保護者が日本語を話さないために通訳をしたり、家族の世話をしたりするなど、児童生徒がいわゆるヤングケアラーとされる状態にある場合には、そもそも支援に関する情報を得ることが困難であることを踏まえ、学校が積極的に本人や保護者のニーズを把握し、適切な支援につなぐことが必要です。なお、外国人児童生徒等を巡る生徒指導の実施に当たっては、「外国人児童生徒受入れの手引き」や「外国人児童生徒等教育に関する動画コンテンツ」などを参考にし、適切な対応を行うことが求められます。〔第 13 章 4. 7〕

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/0180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◎ 在日外国人の子どもの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。〔1－(3)－イ〕
- ◎ 在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、全ての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。〔1－(3)－イ〕
- ◎ 在日外国人の子どもで、近年日本に新たにきた子どもたちの中には日本語の習得が不十分であるため、日常の学習活動に支障を来す者がおり、教科指導と連携した日本語習得のための指導を行う必要がある。さらに、学校での教育効果を高めていくためには、保護者と意思疎通を図ることが重要であり、母語によるサービスの提供などを行う必要がある。〔1－(3)－イ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

- ◎ 人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならない。学校においては、的確な児童生徒理解の下、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。そのために、教職員においては、例えば、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞く、明るく丁寧な言葉で声かけを行うことなどは当然であるほか、個々の児童生徒の大切さを改めて強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。〔第二章－第1節－1. ー(4)〕
- ◎ 児童生徒は、学校だけでなく、多くの時間を家庭や地域社会において過ごしている。たとえ学校で人権の重要性について学習しても、児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域において、学校における学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ、人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結びつくことは容易ではない。〔第二章－第1節－3. ー(1)〕
- ◎ 学校における人権教育を進めていく上では、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努める必要がある。〔第二章－第3節－1. ー(3)－イ〕